

○長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日

要綱第27号

(趣旨)

第1条 長与町は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）及び長与町補助金等交付規則（昭和42年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市町村民税の滞納がある者
- (2) 規則第4条の2各号のいずれかに該当する者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、第14条第1号の様式に、別表に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請回数は、1者につき1回までとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付申請をした者は、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書（規則様式第3号）を受領した日から30日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更等をしようとする場合は、第14条第7号の様式に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、第14条第8号の様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 事業を実施する場合において、この補助金の交付の決定には、次の条件を付する

ものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからウまでに掲げる財産を、町長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
 - ア 不動産
 - イ アに掲げるものの従物
 - ウ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具その他の重要な財産
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。この場合において、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 町長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、町長に第14条第9号の様式を提出し、その旨を報告するものとする。

2 完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 町長は、規則第12条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に第14条第10号の様式により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第14条第13号の様式に、別表に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 規則第10条に規定する補助金等確定通知書を受けた補助事業者は、規則第11条の規定にかかわらず、第14条第18号の様式により請求するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(自家消費量等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から1年分の発電した電力量、自家消費量等の実績について、第14条第16号の様式により、町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者に対し発電した電力量、自家消費量等について、報告させ、又は検査を行うことができる。

(書類の整備保管)

第13条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(様式)

第14条 この要綱において使用する様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 施工業者等確認表 (様式第2号)
- (3) 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書 (様式第3号)
- (4) 補助対象事業費内訳書 (様式第4号)
- (5) 誓約書 (様式第5号)
- (6) 補助金申請等に係る権限の委任状 (様式第6号)
- (7) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金 (変更・中止・取下) 承認申請書 (様式第7号)
- (8) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金 (変更・中止・取下) 決定

通知書（様式第8号）

- (9) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書（様式第9号）
- (10) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）
- (11) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第11号）
- (12) 太陽光発電設備実績提出書類確認表（様式第12号）
- (13) 家庭用蓄電池実績提出書類確認表（様式第13号）
- (14) 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第14号）
- (15) 長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書（兼支払口座振替依頼書）（様式第15号）
- (16) 自家消費量に関する報告書（様式第16号）
（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第12条及び第13条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和6年5月2日要綱第34号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月16日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第10条、第14条関係）

1 自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及及び再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	住宅等に太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2—ア—（ア）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</p> <p>(3) 長与町内に設置されるものであること。</p> <p>(4) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
補助金額		<p>(1) 申請者が個人の場合にあつては7万円/kW、申請者が事業者の場合にあつては5万円/kWとする。</p> <p>(2) 1件当たりの補助上限額を100万円とする。ただし、2の家庭用蓄電池に係る補助金額との合計金額とする。</p>
交付申請書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<p>(1) 申請者の確認書類として、次のアからウまでの区分に応じて掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 個人の場合 運転免許証の写し、住民票の写し等</p> <p>イ 法人の場合 登記事項証明書の写し</p> <p>ウ 個人事業者の場合 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等</p> <p>(2) 市町村民税に係る完納証明書の写し（申請日の属する年度に取得したもの）</p> <p>(3) 施工業者等確認表（様式第2号）</p> <p>(4) 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第3号）</p> <p>(5) 補助対象事業費内訳書（様式第4号）</p> <p>(6) 誓約書（様式第5号）</p> <p>(7) 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）</p> <p>(8) 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）</p> <p>(9) 機器配置図（太陽光パネル・蓄電池）</p> <p>(10) 補助申請等手続を代理人に委任する場合にあつては、補助金申請等に係る権限の委任状（様式第6号）</p> <p>(11) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの</p>
実績報告	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報

書	告書（様式第11号）
提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末（当該日が休日の場合は、その前営業日。以下同じ。）まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備実績提出書類確認表（様式第12号） (2) 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第14号） (3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し (4) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類 (5) 既存住宅に設置する場合にあつては、補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 (6) 事業の完了が確認できるカラー写真 (7) 電力会社の系統との接続契約書の写し (8) 余剰電力を売電する場合にあつては、売電契約書の写し (9) 蓄電池を設置する場合にあつては、太陽光発電設備と直接関係していることが確認できる書類 (10) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は補助対象外とする。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (3) 太陽光発電設備に係る工事の契約日は、補助金の交付決定日以降であること（(4)の場合を除く。）。 (4) 新築住宅の工事にあわせて太陽光発電設備の工事を行う場合は、当該設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降であること。

2 家庭用蓄電池（1の附帯設備であること。）

補助金の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及及び再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	住宅等に家庭用蓄電池を設置する者
補助対象事業	<p>1の附帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、蓄電池のみの設置は、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国実施要領別紙2の2—ア—（イ）に定める交付要件を満たすこと。

		<p>(2) 長与町内に設置されるものであること。</p> <p>(3) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。</p>
補助金額		<p>(1) 蓄電池の価格（円/kWh）の1/3の額。ただし、15.5万円/kWhの1/3を上限（工事費込み・税抜き）とする。</p> <p>(2) (1)で算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 1件当たりの補助上限額を100万円とする。ただし、1の自家消費型太陽光発電設備に係る補助金額との合計金額とする。</p>
交付申請書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<p>(1) 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）</p> <p>(2) 蓄電池の仕様が分かる資料（任意様式）</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの</p>
実績報告書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第11号）
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<p>(1) 家庭用蓄電池実績提出書類確認表（様式第13号）</p> <p>(2) 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第14号）</p> <p>(3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>(4) 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類</p> <p>(5) 設置機器の保証書の写し</p> <p>(6) 既存住宅に設置する場合にあっては、補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>(7) 事業の完了が確認できるカラー写真</p> <p>(8) 太陽光発電設備と関係していることが確認できる書類</p> <p>(9) 上記に掲げるもののほか町長が必要と認めたもの</p>
その他交付要件		<p>(1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は補助対象外とする。</p> <p>(2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(3) 蓄電池の設置に係る工事の契約日は、補助金の交付決定日</p>

以降であること（(4)の場合を除く。）。

(4) 新築住宅の工事にあわせて蓄電池の設置工事を行う場合は、当該設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降であること。

長与町長 様

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金 交付申請書

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、別表に掲げる書類を添えて申請します。

申請者	氏名 (事業所の場合は、名称、役職及び代表者名)			連絡先		
	住所					
補助対象設備の設置場所						
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
太陽光発電設備	最大出力	(A)	kW	太陽電池モジュール公称最大出力合計又はパワーコンディショナー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨て）		
	補助対象経費 (税抜き)	工事費 ※ 1	(B)	円		
		設備費 ※ 2	(C)	円		
	補助金の額 ※3 (個人) 【(A) × 70,000 円】 (事業者) 【(A) × 50,000 円】			(D)	円	
蓄電池設備	蓄電容量	(E)	kWh	定格容量の数値を記載（小数点第2位以下切捨て）		
	補助対象経費 (税抜き)	工事費 ※ 4	(F)	円		
		設備費 ※ 5	(G)	円		
	価格 / kWh	{ (F) + (G) } ÷ (E)		円		
	補助対象額 【{ (F) + (G) } × 1/3】 ※3			(H)	円	
	補助上限額 【15.5 万円 × (E) の 1/3】 ※3			(I)	円	
	補助金の額 【(H) と (I) の低い額】			(J)	円	
蓄電池の仕様の確認（国実施要領別紙2の2 ア (イ) に定める仕様）			<input type="checkbox"/> 適合することを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> ※確認した場合は			
補助金交付申請額 【 (D) + (J) 】					円	

※1…太陽光発電設備の設置に係る費用のみとする。

※2…太陽光発電設備の設置に伴う附帯設備（蓄電池設備を除く。）分を含む。

※3…1,000円未満を切り捨てる。

※4…蓄電池設備の設置に係る費用のみとする。

※5…蓄電池設備の設置に伴う附帯設備（太陽光発電設備を除く）分を含む。

<確認事項>

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。（全てに✓を入れた場合のみ、補助対象。）

- 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- 固定価格買取制度（FIT）又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を30%以上とし、事業者の場合にあつては自家消費量を含めて50%以上を長崎県内の需要家が消費すること。（自家消費割合が50%以上でも要件を満たします）
- 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 【12.5万円/kwhを超える蓄電池を申請する場合】12.5万円/kwh以下の蓄電システムの調達に努めましたが、調達困難であることから、上記価格にて申請します。

様式第2号（第4条・第14条関係）

施工業者等確認表

1. 施工業者①	所在地		
	会社名		
	代表者名		
	担当者名		
	電話番号 ／FAX	TEL:	FAX:
	<input type="checkbox"/>	当社は、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の申請に当たり、長与町暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団関係者でないことを誓約します。	
3. 建築業者	所在地		
	会社名		
	代表者名		
	担当者名		
	電話番号 ／FAX	TEL:	FAX:
	<input type="checkbox"/>	当社は、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の申請に当たり、長与町暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団関係者でないことを誓約します。	

補助対象設備により発電する電力の消費量計画書

申請者氏名 (事業所の場合は、名称、役職及び代表者名)			
太陽光発電 設備出力		kW	
年間発電量 見込		(A)	kWh
年間自家消費量 見込		(B)	kWh
事業所 の 場合	申請者以外の年間消費量見込 (申請者以外の長崎県内の需 要家が消費する場合)	(C)	kWh
	申請者以外の消費者	(住所) (氏名)	
年間売電量 見込		kWh	
自家消費率 (B) / (A)		%	
事業所は { (B) + (C) } / (A)		自家消費率は30%以上とし、事業所の場合は自家消費量含 めて50%以上を長崎県内の需要家が消費すること。(自家 消費割合が50%以上でも要件を満たします)	

※(A)シミュレーションで推計してください。

(B)明細書がある場合は、それを根拠として1年間の消費電力量を計算記載してください。
1年のうち数か月分しか明細書がない場合は、数か月分の明細をもとに1年間の消費電
力量を推計してください。

明細書が全くない場合は、家族構成や在宅時間などを基に推計すること。または、九州電力
のホームページから毎月の使用料を確認し集計してください。

補助対象事業費内訳書

補助対象	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考	
太陽光発電設備	工事費					
	設備費					
	その他経費		/			
蓄電池	工事費					
	設備費					
	その他経費		/			
合計				/		
補助金額（交付申請額） （A）						円

※税抜きの金額を記入してください。

誓約書（申請者用）

- （1）FIT（固定価格買取制度）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- （2）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- （3）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （4）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （5）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- （6）防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- （7）一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- （8）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- （9）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- （10）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- （11）防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- （12）関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- （13）補助対象設備について、国、県又は市町村から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- （14）長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に定める暴力団関係者でないことを確認するため、警察署に照会することについて了承すること。
- （15）長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく長与町の指示に従い返還し、又は納付すること。

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請に当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

住所

氏名（事業者の場合は、名称、役職及び代表者名）

（申請者本人が自署してください）

年 月 日

長与町長 様

補助金申請等に係る権限の委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

（委任者）

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

委任事項

1. 令和 年度長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の申請手続
2. 補助金受給の請求及び受領に関する手続

（申請者）

住所 _____

氏名（事業者の場合は、名称、役職及び代表者名）

_____（自署）

長与町長 様

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
 (変更・中止・取下) 承認申請書

先に交付決定を受けた長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下の承認を受けたいので、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

申請者 (交付決定者)	氏名(法人にあつては団体名及び代表者氏名)		担当者名	
	住所		連絡先	
補助金の交付決定	文書番号			
	文書発出日	年 月 日		
承認申請の種類	※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 取下			
承認申請の理由				
補助金の交付申請額 ※内容変更の場合のみ記載	(変更前)	円	(変更後)	円

年 月 日

様

長与町長

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下）決定通知書

年 月 日付けで（変更・中止・取下）申請のあった長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

（決定内容）

--

長与町長 様

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書

先に交付決定を受けた長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

交付決定者	氏 名 (事業所の場合は、名称、役職及び代表者名)		連絡先	
	住 所			
補助金の交付決定	文書番号			
	文書発出日	年 月 日		
補助金交付決定額				円
交付決定時の完了予定日				年 月 日
変更後の完了予定日				年 月 日
完了予定日変更の理由 (具体的に記載すること)				

様

長与町長

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け（指令番号）で補助金交付決定（確定）通知をした長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金については、次のとおり取り消しましたので、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

なお、すでに交付された補助金がある場合には、速やかに返還をしてください。

記

- 1 補助金交付決定（確定）額 円
（内訳）

既決定額	円
取消額	円
取消後決定額	円

- 2 交付済補助金の返還

既交付済額	円
取消後交付すべき額	円
返還補助金額	円

- 3 取消理由

取消該当条項	長与町補助金等交付規則第 条 号該当
取消理由	

長与町長 様

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書

先に交付決定を受けた長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業が完了したので、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏 名 (事業所の場合 は、名称、役職及び 代表者名)			連絡先				
	住 所							
補助金の交付決定		文書番号						
		文書発出日	年	月	日			
設 置 場 所								
日 程	工事着工日	年	月	日	工事完了日	年	月	日
	支払完了日	年	月	日				
補助金交付決定額						円		
電力会社の電力系統への接続日		年	月	日				

太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
パワーコンディショナ	定格出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
	自立運転機能	有 ・ 無
蓄電池	定格容量	[kWh]
	型式 (メーカー)	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無	
売電先		
添付書類	「太陽光発電設備実績提出書類確認表 (様式第 1 2 号)」 「家庭用蓄電池実績提出書類確認表 (様式第 1 3 号)」 のとおり	

様式第12号（第10条・第14条関係）

太陽光発電設備実績提出書類確認表

添付書類名	✓	確認事項
補助対象事業費内訳書（実績） （様式第17号）		設置した対象機器の金額の内訳をわかりやすく記載すること。
補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し		申請者と施工業者の契約であること。
補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類		宛名が連名等の場合、「補助金申請等に係る権限の委任状」が必要
施工前・施工後の状況を記録したカラー写真		施工前・施工後で、できる限り同じ位置、同じ角度から、十分な明るさのもと撮影すること。
		小黒板等を使用し、各写真の概要がわかるように日付、箇所の主要な情報を示すこと。
事業の完了が確認できるカラー写真		建物の全体写真（対象設備が写る必要はなし。）
		パワーコンディショナーの設置完了後全体が写っている写真
		パワーコンディショナーの以下の情報が確認できる写真（メーカー、型式、製造番号、JIS等の認証マーク）
		太陽電池モジュール（パネル）の設置状況が分かる写真（複数枚でも可） ※設置している全てのパネルの枚数が確認できること。
		銘板は文字が読める程度の画質・大きさにして撮影すること。
電力会社の系統との接続契約書の写し		
売電契約書の写し		余剰電力を売買する場合に添付
太陽光発電設備と直接連係していることが確認できる書類		蓄電池を設置する場合に添付
その他町長が必要と認めたもの		

様式第13号（第10条・第14条関係）

家庭用蓄電池実績提出書類確認表

添付書類名	✓	確認事項
補助対象事業費内訳書（実績） （様式第17号）		設置した対象機器の金額の内訳をわかりやすく記載すること。
補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し		申請者と施工業者の契約であること。
補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類		宛名が連名等の場合、「補助金申請等に係る権限の委任状」が必要
設置機器の保証書の写し		蓄電池及びパワーコンディショナー 次の5点が記載されていること。販売者控えは不可。
		申請者名
		型式番号
		製造番号（記載がない場合は、出荷証明書、出荷成績書等製造番号が分かるものを添付）
		販売店名
		お買い上げ日（お引き渡し日）
施工前・施工後の状況を記録したカラー写真		施工前・施工後で、できる限り同じ位置、同じ角度から、十分な明るさのもと撮影すること。
		小黒板等を使用し、各写真の概要がわかるように日付、箇所の主要な情報を示すこと。
事業の完了が確認できるカラー写真		建物の全体写真（対象設備が写る必要はなし。）
		蓄電池とパワーコンディショナー設置完了後、それぞれ全体が写っているもの ※蓄電池は定置型であることが分かること
		蓄電池とパワーコンディショナーの次の4点が確認できる（メーカー、型式、製造番号、JET等の認証マーク）
		銘板は文字が読める程度の画質・大きさにして撮影すること。
太陽光発電設備と直接関係していることが確認できる書類		
その他町長が必要と認めたもの		

補助対象事業費内訳書（実績）

補助対象	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光発電設備	工事費				
	設備費				
	その他経費		/		
蓄電池	工事費				
	設備費				
	その他経費		/		
合計				/	

※税抜きの金額を記入してください。

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書
(兼支払口座振替依頼書)

年 月 日

長与町長 様

請求者 住 所
氏名(事業
所にあつて
は、名称、
役職及び代
表者氏名)
電話番号 ()

長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

記

1 補助金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 組合 金庫	本店 支店・支所 出張所
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを○で囲む)	
フリガナ		
口座名義		

※申請者名義の口座を記入してください。

年 月 日

長与町長様

自家消費量に関する報告書

先に長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

補助事業の名称		自家消費型太陽光発電設備設置補助金		
報告者	氏名 (事業所の場合は、名称、役職及び代表者名)		連絡先	
	住所			
補助金の交付決定		文書番号		
		文書発出日	年 月 日	
補助対象設備の設置場所				
太陽光発電設備出力		kW		
報告期間		年度（ 年 月 ～ 年 月）		
期間中の発電量		(a)	kWh	
期間中の自家消費量		(b)	kWh	
期間中の補助事業者以外による消費量（事業所のみ）		(c)	kWh	
期間中の売電量		kWh		
期間中の自家消費率		%	(b) ÷ (a) で計算 事業所は {(b) + (c)} ÷ (a) で計算	

※ 発電量等の実績が確認できる書類を添付すること。